

盛岡市立小学校教諭が児童への暴行罪により罰金刑となった事案について

平成27年10月30日

教育委員会

盛岡市立小学校教諭が児童への暴行罪により、罰金刑となりました。

今回の事案は、教職員による不祥事の防止に教育委員会を挙げて取り組んでいる中、発生したもので、児童・保護者・市民の教育に対する信頼を裏切ることとなり、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げますとともに、概要等について報告いたします。

1 概要

- (1) 当該職員 盛岡市立小学校 教諭 [REDACTED]
- (2) 略式命令の日付 平成27年9月29日(火)
- (3) 略式命令の内容 暴行罪(刑法208条)により、罰金10万円に処する。
- (4) 事案の概要

平成27年2月19日(木)午後3時頃、滝沢市で強盗事件が発生したことから、当該教諭は、子どもの安全確保のため、担任していた6年児童を一斉下校させるために昇降口まで誘導した際、男子児童1名が廊下を走ったので、注意しようと追いかけて、個室で指導しようとしたが、近くには女子トイレしかなかったため、1階昇降口付近において当該児童が背負っていたランドセルを右手でつかんで、女子トイレに押し入れ、左肩を右手で1回押し、行き過ぎた指導を行った。当該児童にけがはなかった。

2 経過

- 2月19日(木) 事案発生
当該教諭と学年主任、後から副校長が家庭訪問し、保護者に状況を説明した。
- 3月25日(水) 当該児童の保護者の被害届を受け、警察が1回目の現場検証を行った。
- 5月20日(水) 盛岡地方検察庁に書類送検された。
- 9月25日(金) 検察から盛岡簡易裁判所に略式命令請求(略式起訴)がなされた。
- 9月29日(火) 裁判所から略式命令の書面が本人に送付された。翌日受領し、公判請求(異議申立)をしなかったため、2週間後に命令内容が確定した。
- 10月20日(火) 市議会議員への報告と市政記者クラブ加盟社にプレスリリースを行った。
- 10月21日(水) 岩手県教育委員会が当該教諭に対し、処分(戒告)を行った。また、当該教諭の所属する校長と副校長に対し、市教委から口頭注意を行った。

3 公表の経緯

学校では事案発生直後に、事実確認を行った上で、盛岡市教育委員会へ報告した。市教委では県教委に報告し、相談を行い、本事案は行き過ぎた指導であるが体罰とはいえないと判断した。

その後、被害届が出されたことにより、警察や検察の事情聴取が行われ、起訴・裁判の可能性が出てきたので、その推移を見守っていたが、最終的に暴行罪が確定し、県教委による懲戒処分が行われたところである。

これまで、県教委では処分の公表については、重大かつ社会的影響が大きい場合を除いて、市町村名等を公表していないが、今回は、教育に対する市民の信頼につながると考え、処分の前日であったが、市教委として、本市の事案であることを公表したものである。

4 当該児童の現在の様子について

中学校に進学後、後遺症もなく元気に生活しているという報告を、当該中学校から受けている。